

燃料費調整についての特別措置 (特約料金表)

2025 年 7 月 1 日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この燃料費調整についての特別措置（特約料金表）（以下「この料金表」といいます。）は、電気供給条件（低圧）または電気供給条件（特別高圧・高圧）（以下「供給条件等」といいます。なお、供給条件等が変更となった場合には変更後の供給条件等によります。）にもとづき、低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2025 年 8 月分の料金の算定期間の始期から 2025 年 10 月分の料金の算定期間の終期までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、各契約種別の料金表（以下「料金表」といいます。）に定める料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、料金表に定める料金における燃料費調整は、料金表の燃料費調整によらず、別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円以下の場合は、別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

5 そ の 他

- (1) その他の事項については、供給条件等に定めるところによるものといたします。
- (2) 電気供給条件（特別高圧・高圧）（2024 年 4 月 1 日実施または 2025 年 4 月 1 日実施。なお、供給条件等が変更となった場合には変更後の供給条件等によります。）にもとづき、高圧で電気の供給を受けるお客さまは、この料金表を適用いたしません。

附 則

実施期日

この料金表は、2025 年 7 月 1 日から実施いたします。

別 表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α = 0.0140

β = 0.3483

γ = 0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

+ ハに定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- ハに定める特別措置の燃料費調整単価

ハ 特別措置の燃料費調整単価

(イ) 低圧で電気の供給を受ける場合

a 定額制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2025年8月分および2025年 10月分の料金に適用する場合	2025年9月分の料金に適用する 場合
1 契約につき	200 円 00 銭	240 円 00 銭

b 従量制供給の場合

(a) 最低料金を設定している契約種別の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2025年8月分および2025年 10月分の料金に適用する場合	2025年9月分の料金に適用する 場合
最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	30 円 00 銭	36 円 00 銭
電力量 料 金	上記をこえる1 キロ ワット時につき	2 円 00 銭	2 円 40 銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025 年 8 月分および 2025 年 10 月分の料金に適用する場合	2025 年 9 月分の料金に適用する 場合
1 キロワット時につき	2 円 00 銭	2 円 40 銭

(㍑) 高圧で電気の供給を受ける場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025 年 8 月分および 2025 年 10 月分の料金に適用する場合	2025 年 9 月分の料金に適用する 場合
1 キロワット時につき	1 円 00 銭	1 円 20 銭

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および特別措置の燃料費調整単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
2025 年 3 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日までの期間	2025 年 8 月分の料金の算定期間
2025 年 4 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間	2025 年 9 月分の料金の算定期間
2025 年 5 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までの期間	2025 年 10 月分の料金の算定期間

(㍑) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。

ホ 燃料費調整額

(イ) 低圧で電気の供給を受ける場合

a 定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

b 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(㍑) 高圧で電気の供給を受ける場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 低圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 定額制供給の場合

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	16 円 50 銭 0 厘
---------	---------------

(㍑) 従量制供給の場合

a 最低料金を設定している契約種別の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロ ワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時 につき	16 銭 5 厘

b a 以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

ロ 高圧で電気の供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 銭 8 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の通知

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を供給条件等に定める方法でお客さまにお知らせいたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。